国民健康保険

異動の届け出は忘れずに

国民健康保険に加入するときや、やめるときなど資格の異動があったときは、14日以内に手続きをしてください。加入手続きが遅れた場合は、医療費が全額自己負担になる場合があります。

異動の種類と手続きに必要なものは、下表のとおりです。

	資格の異動	手続きに必要なもの
加入するとき	転入してきたとき	転出証明書
	ほかの健康保険をやめたとき	資格喪失証明書または離職票
	子どもが生まれたとき	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書
やめるとき	転出するとき	被保険者証
	ほかの健康保険に加入したとき	両方の被保険者証
	死亡したとき	被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証・保護開始通知書
そのほか	市内で住所が変わったとき	被保険者証
	世帯主が変わったとき	被保険者証
	被保険者証をなくしたとき	

※届け出のときには、印鑑と本人であることを証明するもの(運転免許証など)を持参してください

問い合わせ　保険年金グループ

特定健康診査の受診券を送付します

平成30年４月１日現在、国民健康保険の資格を持つ人で、40歳以上の対象となる人に「特定健康診査受診券」を今月下旬に送付します。受診期間は６月１日㈮から平成31年３月31日㈰までです。医療機関に問い合わせて、必ず国民健康保険証と受診券を提示し受診してください。なお、受診日に国民健康保険の資格を持たない人は受診できません。また、４月２日以降に資格を取得し、特定健診の受診を希望する人は保険年金グループへ申請してください。

問い合わせ　保険年金グループ

国民年金

届け出忘れにご注意ください

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届け出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときも必要です。

【退職するとき】

厚生年金や共済年金に加入していた第２号被保険者は、退職すると第１号被保険者になります。また扶養されている配偶者(第３号被保険者)がいる場合は、あわせて届け出が必要です。

【65歳以上の会社員(第２号被保険者)に扶養されている配偶者】

老齢厚生年金などの受給権がある65歳以上の会社員は、配偶者を扶養できません。そのため、その人に扶養されていた60歳未満の配偶者は、第３号被保険者から第１号被保険者になりますので届け出が必要です。

問い合わせ　保険年金グループ

福　祉

サロンさやま

身体障がい者が集える場所です。お互いの経験や思いを共有してみませんか。

とき　19日㈭午後１時～３時　**ところ**　さつき荘・ロビー　**対象**　市内に住んでいる身体障がい者と支援者　**参加費**　100円　**定員**　30人(当日先着順)

問い合わせ　身体障害者福祉協議会事務局☎366−2022

戦傷病者見舞金を支給します

戦傷病者手帳を持つ人に、戦傷病者見舞金を支給します。該当する人は、戦傷病者手帳、印鑑、預金通帳など振込み先の口座番号が確認できるものを持って、生活援護グループで申請してください。なお、昨年見舞金を受給している人は引き続き支給しますので申請を行う必要はありません。

申請期間　１日㈫～18日㈮　**対象**　６月１日㈮現在、３か月以上市の住民基本台帳に記載されていて戦傷病者手帳を持つ人　**支給額**　１人8,000円(年額)

問い合わせ　生活援護グループ

税

納税通知書を送ります

平成30年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を１日㈫に、軽自動車税の納税通知書を２日㈬に発送します。市内に土地・家屋・償却資産や軽自動車を所有している人で納税通知書が届かない人は、税務グループへ連絡してください。口座振替の場合は、金融機関名なども記載していますので確認してください。

問い合わせ　税務グループ

自動車税の納期限

自動車税の納期限は31日㈭です。納税通知書に記載の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所で納税できます。また、クレジットカード(インターネットによる手続き)や、府税収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行を除く)のPay-easy(ペイジー)による納税が可能です。詳しくは、各金融機関に確認してください。

問い合わせ　大阪府自動車税コールセンター　ナビダイヤル0570−020−156

軽自動車税の減免申請

障がいのある人が利用する軽自動車で、一定の要件にあてはまる場合は、軽自動車税が減免されます。31日㈭までに、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの手帳、納税通知書、運転免許証、印鑑、納税義務者の個人番号カードまたは通知カードを持って、税務グループで手続きをしてください。代理人が申請する場合は、障がい者手帳などの原本と各書類の写し、委任状が必要です。また、初めての減免申請時や車両の入れ替え時には、車検証の写しも必要です。

問い合わせ　税務グループ

「カフェさつき」5月の営業日

とき　２日㈬・９日㈬・16日㈬・23日㈬いずれも午前11時～午後２時　**ところ**　さつき荘　**メニュー**　さつきカレー300円、ランチセット(ドリンク付き)400円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)150円

障害者地域活動支援センター「さつき」では日中活動や「カフェさつき」のお手伝いボランティアを募集しています。

問い合わせ　障害者地域活動支援センター「さつき」☎366−2022

納税メモ

31日㈭は固定資産税・都市計画税の第１期分と軽自動車税の納期限です。忘れないよう近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。

税金を滞納すると、督促手数料や延滞金がかかるほか、財産の差し押さえなどの滞納処分を課せられる場合があります。納期限までに納付が困難な場合は、早めに税務グループへ納付方法を相談してください。

問い合わせ　税務グループ

下水道

下水管がつまったら

下水管がつまったときは、上下水道部が24時間のメンテナンスサービスを委託している業者(大阪狭山下水道管路サービス☎365−9511)に連絡してください。なお、下図の個人管理の箇所におけるつまりの処理などの作業費用は個人負担になります。

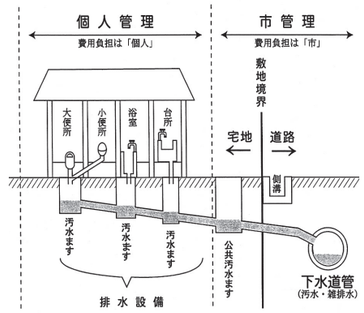

問い合わせ　下水道グループ

水　道

水質検査計画を策定しました

上下水道部では、水質検査計画を策定し、適正な水質検査により、皆さんが使用する水道水の安全を常に確認しています。平成30年度の水質検査計画は、市役所情報公開コーナーで閲覧できるほか、市ホームページでも公開しています。

問い合わせ　上水道グループ

水道メーターの取替にご協力ください

水道メーターは、計量法に基づき８年以内に取り替えなければなりません。上下水道部では、水道メーターの取替を計画的に行っています。取替を実施する人には、事前に「水道メーター取替のお知らせ」を配布します。また、取替には㈱泉ケ丘設備の社員が業務委託証を携帯して、各家庭に伺います。取替費用は無料です。ご協力をお願いします。

問い合わせ　経営企画グループ

水道の修繕業務案内

配水管から水道メーターまでの間で水漏れなどを発見した場合は、市もしくは市が委託している業者まで連絡してください。この場合、費用は市負担となります。

委託業者
㈲酒井工業所　☎365−5007
山本中340番地の３

水道メーターより屋内側の水漏れについては、市の指定業者へ連絡してください。修繕費は個人負担になります。指定業者は、市ホームページで確認してください。また、集合住宅や賃貸住宅の場合は、それぞれの管理組合または所有者に連絡してください。

問い合わせ　上水道グループ

温水式浴室乾燥暖房機のリコール

このリコール対象製品の使用で、火災に至る事故も発生しています。事故の再発防止のため、対象製品を、無償で点検、部品交換を行います。対象製品を持っている人は、問い合わせてください。また、点検が終了するまで使用を控えてください。

問い合わせ　浴室暖房乾燥機受付センター　フリーダイヤル0120−113−531

ブランド	機種	リモコン番号	製造期間
リンナイ	HBD-3301ACSK-J2 RBH-C331K2SN	BHY-04E	平成13年8月～平成17年3月
	HBD-3301ACSK-J2(B) RBH-C331K2SN(A)		
	HBD-3301ACSK-J3 RBH-C331K3SN		
	HBD-3301ACSK-J3(B) RBH-C331K3SN(A)		
	HBD-3301ACS RBH-C331SN	BHY-04A	
東邦ガス	HBD-3301ACSK-J2	BHY-04F	平成13年8月～平成17年1月
	HBD-3301ACSK-J2(B)		
	HBD-3301ACSK-J3		
	HBD-3301ACSK-J3(B)		
	HBD-3301ACS	BHY-04C	
	HBD-3302ACSK-2		
	HBD-3302ACSK-2(B)		
	HBD-3302ACSK-3(B)		
東京ガス	IBD-3301ACS	−	平成13年年6月～平成21年1月

統　計

工業統計調査を実施します

工業統計調査は工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。基準日は６月１日㈮です。

４月下旬から６月下旬にかけて、大阪府から任命された調査員が調査対象事業所を訪問します。ご協力をお願いします。

問い合わせ　総務・情報統計グループ

防災行政無線放送テレホンサービス
放送内容を聞くことができます
フリーダイヤル　0120−367−707
問い合わせ　防災・防犯推進室

環　境

飼い犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です

【飼い犬の登録】

飼い犬登録の目的は、犬の所有者を明確にすることです。これにより狂犬病が発生した場合にその地域において迅速に対応することができます。

生後91日以上で登録が済んでいない犬の飼い主は、生活環境グループで登録の手続きをしてください。登録は室外犬、室内犬にかかわらず必要です。

【狂犬病予防注射】

狂犬病は感染後、発症すると治療ができず、必ず死亡します。しかし、ワクチンの予防接種により発症を予防することができます。飼い犬に予防注射を受けさせることが狂犬病から犬や飼い主の家族を守ることにつながります。生後91日以上の犬には予防接種を受けさせ、その後は１年に１回の追加接種で免疫を補強させましょう。

問い合わせ　生活環境グループ

119 消　防

花火の正しい遊び方

花火は火薬を原料にしているので、使用方法を間違えると、火災・やけどなどの事故の原因になります。次の点に注意し、大人が事故のないよう指導してください。

○花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守りましょう　○花火を人や家に向けたり、燃えやすいものがある場所では遊ばないようにしましょう。衣服に火がつかないよう注意しましょう　○手持ちの筒型花火は、手の位置に注意しましょう　○風が強いときはやめましょう　○水を用意しましょう　○たくさんの花火に、一度に火をつけないようにしましょう　○大人と一緒に遊びましょう　○正しい位置に正しい方法で点火しましょう　○花火の筒先に顔や手を出さないようにしましょう。点火時や途中で火が消えたときは、特に注意しましょう　○花火をポケットに入れないようにしましょう　○花火をほぐして遊ばないようにしましょう

問い合わせ　消防本部

相　談

行政書士による無料相談

相続・遺言、成年後見制度、法人設立、許認可、契約書作成の相談などを行います。

とき　18日㈮午後１時～５時(予約制)　**ところ**　市役所別館・相談室Ｂ　**申し込み・問い合わせ**　大阪府行政書士会南大阪支部☎365−7690

経済・労働

介護面接会・相談会

とき　18日㈮午後２時～４時(受付は午後３時30分まで)　**ところ**　ハローワーク河内長野・大会議室(河内長野市昭栄町／南海高野線「河内長野駅」から南海バス「市民交流センター前バス停」下車)　**対象**　介護業界での就業を希望する人　**参加企業**　５社

問い合わせ　ハローワーク河内長野☎0721−53−3081

「職業訓練ガイダンス」に参加してみませんか？

とき　６月５日㈫午後２時～４時　**ところ**　ハローワーク河内長野・大会議室(河内長野市昭栄町／南海高野線「河内長野駅」から南海バス「市民交流センター前バス停」下車)　**内容**　職業訓練制度の説明、学校紹介、個別面談　**定員**　26人(予約制)

問い合わせ　ハローワーク河内長野☎0721−53−3081

募　集

小・中学校講師登録

市内の小・中学校で勤務する臨時講師の登録を募集します。

応募資格　小学校または中学校の教員免許を有する人　**登録方法**　履歴書と教員免許状の写しを、〒589−8501大阪狭山市役所学校教育グループへ郵送または直接

問い合わせ　学校教育グループ

成人式企画運営委員

平成31年１月に開催する成人式の企画運営委員を募集します。

対象　市内に住んでいる18歳～22歳の人で、企画・イベントが好きな人、何かに熱中したい人など　**募集人数**　20人程度　**申し込み**　１日㈫から社会教育・スポーツ振興グループで配布する応募用紙に必要事項を書いて、７月31日㈫までに社会教育・スポーツ振興グループへ直接　※募集要項・応募用紙は市ホームページからもダウンロード可

問い合わせ　社会教育・スポーツ振興グループ

広報おおさかさやま広告募集!!(有料)

産業振興を図り、商品やサービスなどに関する情報を市民に提供するため、「広報おおさかさやま」に広告を掲載しています。広告掲載を希望する事業者の皆さんは、下記(いずれか)の広告代理店へ問い合わせてください。

■発行部数　26,700部(市内全世帯・官公庁など)　■広告サイズ　大枠(縦60mm× 横188.5mm)、小枠(縦60mm × 横93.2mm) １色刷り

問い合わせ　・ＳＴ綜合広告☎072−368−1227　・合同会社 IM 総合企画☎072−242−7997
・㈱阪奈宣伝社大阪支店☎ 06−6214−5583　・㈱ホープ☎092−716−1404　・㈱宣成社☎06−6222−6888

青少年野外活動広場夏期アルバイト

子ども達へのキャンプなどの野外活動やレクリエーションゲームなどの指導を行うアルバイトを募集します。採用には書類審査と面接を行います。

雇用期間　７月１日㈰～８月31日㈮のうち指定する日　**勤務場所**　市民ふれあいの里・青少年野外活動広場　**応募資格**　野外活動に興味、関心のある高校生以上の人　**応募方法**　14日㈪から、社会教育・スポーツ振興グループで配布する応募用紙または履歴書を〒589−8501大阪狭山市役所社会教育・スポーツ振興グループへ郵送。直接も可　※土・日曜日を除く。31日㈭必着。応募要項などは市ホームページからもダウンロード可

問い合わせ　社会教育・スポーツ振興グループ

子育てほっとさろん「さつき」見守りボランティア

子育てほっとさろん「さつき」では、市内に住んでいて、子どもが好きな見守りボランティアを募集しています。

とき　毎月第３水曜日午前10時～午後０時　**ところ**　さつき荘・ワーキング室など　**申し込み・問い合わせ**　電話で社会福祉協議会

ヒューマン・ケア事業協力会員

地域の中で日常生活上の困りごとを抱えている人の不安や負担を少しでも和らげるため、簡単な家事援助、ごみ出し、病院の付き添い、話し相手や犬の散歩などのお手伝いができる協力会員(有償ボランティア)を募集しています。

申し込み・問い合わせ　社会福祉協議会

全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験

16日㈬午前11時に、防災行政無線の屋外拡声子局(スピーカー)から、全国一斉試験放送を行います。ただし、市内の天候などにより試験放送を中止する場合があります。

放送内容　「チャイム音→これは、Jアラートのテストです。(3回繰り返し)→こちらはぼうさいおおさかさやまです→チャイム音」

問い合わせ　防災・防犯推進室

土曜開庁

第１・第３土曜日に、市役所、ニュータウン連絡所を開庁しています。
部署によっては、取り扱えない業務もありますので、事前に問い合わせてください。

５月の開庁日　19日
開庁時間　午前９時～午後０時
問い合わせ　企画グループ

いろいろな相談

●**市民相談**　月～金曜日(祝日など休日を除く)、市民相談・人権啓発グループ

●**無料法律相談**　弁護士による相談　２日㈬・９日㈬・16日㈬・23日㈬・30日㈬午後１時～４時(予約制・１人当たり30分間)、市民相談・人権啓発グループ

●**無料司法書士相談**　司法書士による相談　21日㈪午後１時～４時(予約制・１人当たり30分間)、市民相談・人権啓発グループ

●**行政相談**　国(独立行政法人・公庫を含む)の行政についての不満・苦情・要望や困りごとの相談　14日㈪午後１時～４時、市民相談・人権啓発グループ

●**人権いろいろ相談**　月～金曜日(祝日など休日を除く)、市民相談・人権啓発グループ

●**人権擁護委員による相談**　17日㈭午後１時～４時(予約制)、市民相談・人権啓発グループ

●**女性のための相談**　専門の女性カウンセラーによる相談　７日㈪・８日㈫・22日㈮午後２時～４時、19日㈯午前10時～午後０時(予約制)、きらっとぴあ(男女共同参画推進センター)

●**児童家庭相談**　月～金曜日、19日㈯午前中(祝日など休日を除く)、子育て支援グループ。月～金曜日(祝日など休日を除く)、ぽっぽえん(子育て支援センター)

●**ひとり親家庭相談**　月～金曜日、19日㈯午前中(祝日など休日を除く)、子育て支援グループ。またぽっぽえんでも出張相談(予約制)をします

●**電話・面接育児相談**　月～金曜日午前９時～午後５時(祝日など休日を除く)、市立こども園☎366−0080

●**発達サポート相談**　発達のサポートが必要な中学３年生までの子どもに関する相談　月曜日午前10時～午後５時、水・木曜日午前10時～午後０時(予約制)「手をつなGo！」(ぽっぽえん)

●**子育てに関する相談**　妊娠中の人および就学前の子どもの子育てに関する相談。月～金曜日午前10時～午後５時(祝日など休日を除く、予約可)、ぽっぽえん。電話・電子メール(poppoen@city.osakasayama.osaka.jp)も可

●**消費生活相談**　消費生活相談員による相談　月～金曜日午前10時～午後４時(祝日など休日を除く、予約制)、消費生活センター☎366−2400(農政商工グループ内)

●**労働相談**　社会保険労務士による相談(年金や社会保険の相談も可)　15日㈫午後１時～４時(予約制)、農政商工グループ

●**就労支援相談**　就労支援コーディネーターによる相談(就職のあっせんはできません)　月～金曜日午前９時～午後５時(祝日など休日を除く、予約制)、地域就労支援センター☎366−6789(農政商工グループ内)

●**若者の就労・自立相談**　２日㈬・16日㈫午前10時～午後０時(予約制)、15歳～39歳の若年無業者と家族・保護者が対象(家族・保護者のみの相談も可)、申し込み・問い合わせは南河内若者サポートステーション☎0721−26−9441

●**進路・教育相談**　月～木曜日午前９時～午後５時(祝日など休日を除く)。専門家による特別教育相談　11日㈮午後２時～５時(予約制)「フリースクールみ・ら・い」。問い合わせは「フリースクールみ・ら・い」☎368−0909、または学校教育グループ

●**介護電話相談**　月～金曜日午前９時～午後５時30分(祝日など休日を除く)、地域包括支援センター☎365−2941

●**心配ごと相談**　日常生活における悩みの相談　１日㈫・７日㈰・14日㈰・21日㈰・28日㈰午後１時～４時、さつき荘相談室。電話相談は社会福祉協議会☎367−1761

●**福祉なんでも相談**　地域担当の相談員による相談。いずれも月～金曜日午前９時～午後５時30分(祝日など休日を除く)、【狭山中学校区】市役所南館(数見☎070−6500−9856)　【南中学校区】自然舎(山本☎080−1473−5125)　【第三中学校区】社会福祉協議会(谷川☎367−1761)

●**障がい者相談**　障がい者相談支援事業所による相談。いずれも月～金曜日午前９時～午後５時30分(祝日など休日を除く)、【基幹相談支援センター(身体・知的・精神・難病)】☎365−1144　【相談支援センターぱるぱる(身体・知的・難病)】☎368−8666　【地域活動支援センターいーず(精神)】☎367−0033

●**精神保健福祉相談**　月～金曜日(祝日など休日を除く)、福祉グループ

●**生活・仕事・自立相談**　生活や仕事などに関する悩みの相談　月～金曜日午前９時～午後５時30分(祝日など休日を除く)生活サポートセンター☎368−9955